

長岡郷土史研究会 会則

- 第一条 本会は長岡郷土史研究会と称する。
- 第二条 本会の事務局は、長岡市歴史文書館内に置く。
- 第三条 本会は長岡市を中心とする歴史の学術的自由研究を行ひ、もつて地方文化の保存と振興に寄与するを目的とする。
- 第四条 本会はその趣旨及び目的に則り、次の事業を行う。
- (一) 資料及び史蹟の調査研究
- (二) 研究会及び講演会の開催
- (三) 会誌の発行その他本会の目的に適合する事業
- 第五条 本会に次の役員を置く。
- (一) 会長 一名
- (二) 副会長 二名
- (三) 幹事 若干名
- (四) 監事 二名
- (五) 顧問 若干名
- 第六条 会長、副会長及び監事は総会において会員中より選任する。
- (②) 幹事は会長が委嘱する。
- (③) 顧問は会長が推薦し、総会において承認を得るものとする。
- (④) 役員の任期は二か年とし、再任をさまたげない。
- (⑤) 役員に欠員が生じたときは、第一項から第四項までの規定を準用して補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- (⑥) 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第七条 役員は次の業務を取り扱う。

(一) 会長は会務を統括する。

(二) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は、副会長がこれに代わる。

(三) 幹事は会務を処理する。

(四) 会計担当幹事は総会の承認を得た予算により会計を処理し、総会に決算報告する。

(五) 監事は監査を行う。

(六) 顧問は会長の諮問に応じ、指導助言を行う。

第九条 本会会員は所定の会費年額三、五〇〇円を納入しなければならない。ただし、顧問については、これを免除する。

第十条 本会は年一回総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くこととする。

附 則

この会則は昭和三十四年九月十二日から施行する。

この会則は平成十一年十二月四日から施行する。〔事務局設置場所の名称変更及び監事の創設〕

この会則は平成二十年五月十七日から施行する。〔役員任期の改正〕

この会則は平成二十六年五月十七日から施行する。〔役員の補充に係る項目の追加、顧問の会費免除及び字句の整理に伴う改正〕

この会則は令和五年七月一日から施行する。〔事務局設置場所の名称変更〕